

大阪府緑の少年団活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 大阪府緑の少年団連盟(以下「連盟」という。)は、緑の少年団を育成するため、少年団の活動に必要な助成金を交付するものとする。

(助成対象活動)

第2条 助成金の交付の対象となる活動(以下「助成活動」という。)は、第1条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 学習活動
- (2) ボランティア活動
- (3) レクリエーション活動
- (4) その他連盟が適当と認める活動

(募集対象団体)

第3条 この対象となる団体は、連盟に加入する大阪府内で活動する緑の少年団とする。

(助成金)

第4条 助成額の上限は10万円までとする。

(助成期間)

第5条 4月1日から3月31日までの期間に実施される事業とする。

(助成金の申請)

第6条 各緑の少年団は、緑の少年団助成金活動申請書(様式第1号)を、大阪府緑の少年団連盟会長に対し毎年度5月末日までに提出するものとする。

(審査及び決定)

第7条 大阪府緑の少年団連盟は、申請書を審査の上、助成金額を通知(様式2号)する。

(助成金の交付条件)

第8条 助成金の交付の決定をする場合に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 助成活動を中止し、又は廃止する場合には、大阪府緑の少年団連盟会長の承認を受けること。

(2) 助成活動が上記期間内に完了しない場合又は助成活動の遂行が困難となった場合においては、大阪府緑の少年団連盟会長に報告して指示を受けること。

(実績報告書)

第 9 条 緑の少年団は、緑の少年団活動助成金実績報告書 (様式第 3 号) を、助成活動の完了した日から起算して 3 0 日以内に提出するものとする。

2 .前項の緑の少年団活動実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 領収書及びレシート

(2) 活動写真

(助成金の交付)

第 1 0 条 緑の少年団活動助成金の助成決定後に助成決定額の半額を概算払いする。

残り半額については実績報告書 (様式第 3 号) により、助成額の確定後に支払うものとする。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 9 年 4 月 2 4 日から施行する。